

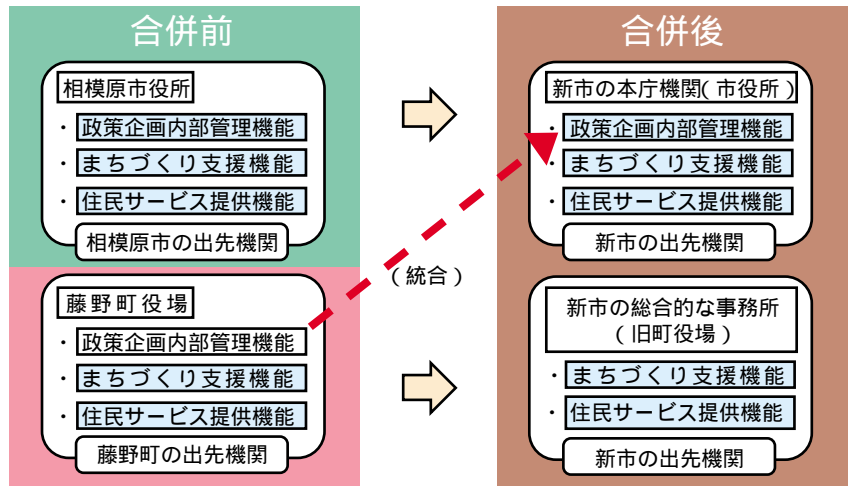
相模原市・藤野町合併協議会

～新市の各種サービスや住民負担はこうになります～

相模原市・藤野町合併協議会では、各種事務事業の一つひとつについて、相模原市と藤野町が合併した場合、どのようにするのか調整・協議を行い、第5回の合併協議会までに「議会議員の定数及び任期の取扱い」および「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」を除く項目について協議が終了しました。そこで、調整・協議が終了した事業や制度の中から、住民生活に関連の深いサービスや負担について、主な内容をお知らせいたします。なお、各種事務事業の一元化の調整結果や事務事業の内容が掲載された冊子（「会議資料」、「事務事業現況調書」）は、相模原市・藤野町合併協議会ホームページに掲載されているほか、協議会事務局、市町合併担当窓口等でもご覧になれます。

行政組織

新市の本庁組織については、相模原市の本庁機能を基本として、藤野町の「政策企画内部管理機能」を新市の本庁機関に統合します。現在の藤野町役場については、総合的な事務所として、「まちづくり支援機能」と「住民サービス提供機能」を担う組織になります。また、現在の相模原市及び藤野町の出先機関については、住民サービスの低下を招くことがないよう、その機能を維持します。



	政策企画内部管理機能	まちづくり支援機能	住民サービス提供機能
内容	企画、人事、財政等の新市全体にかかる政策企画、総合的な管理調整などに関する事務を行う。	良好な地域の維持・発展に取り組むとともに、住民と協働し、地域自治の核となる行政サービスの提供を行う。	窓口サービス、相談など身近な住民サービスの提供を行う。
具体例	総合計画、都市計画等の策定事務 予算編成、人事など内部管理事務 広域的・統一的な処理が必要な事務（環境対策、廃棄物処理、幹線道路の整備など） など	農業や観光など地域産業の振興 地域独自のイベントの企画・運営 文化財の保存 公園や緑地などの維持管理 道路や下水道の維持・補修 自治会活動等の支援 など	戸籍、住民基本台帳、国民健康保険、年金関係などの届出の受付 戸籍、住民票、市税などの証明書の発行 市税などの収納 市民相談 保健、福祉に関する相談 保健福祉サービスの提供（保育所入所、要介護認定、医療費助成などの申請受付、保健師の訪問指導など） 教育相談 生涯学習活動の支援 など

市民生活

自治会活動等

自治会への助成制度については、当面、現行の支援制度を基本としますが、合併後3年を目途に見直しを行います。また、広報紙の配布については、市全域に同一の情報を提供する必要性から、自治会運営に支障のないよう配慮し、合併時に相模原市の制度に統合します。

区分	相模原市	藤野町	新市
広報紙の配布	新聞折込 (1日・15日号)	1日号～自治会配布 15日号～新聞折込	新聞折込 (1日・15日号)
自治会運営助成	均等割額 … 9,000円 世帯割額 … 200円 ¹	無	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。
集会所建設等助成	土地購入額の1/2 建物の購入、建設、増改築経費の1/2 融資制度有り ²	建物の新築経費の70%以内 建物の増改築経費の70%以内	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。
防犯灯助成	(設置) 設置費の90% ³ (電気料) 電気料の90% (維持管理) 700円/灯	(設置) 直接、町が設置 (電気料) 町が負担 (維持管理) 町が負担	現行どおりとし、合併後3年を目途に見直しを行います。

- 1 運営助成額は、市自治会連合会が定めている基準額です。
- 2 集会所建設等助成制度には、対象面積や助成額に制限があります。
- 3 防犯灯設置費補助金には、限度額があります。

住民相談

区分	相模原市	藤野町	新市
市(町)民相談	相談窓口を常設	相談は、関連の担当課職員が対応	藤野町で相談需要の測定を行い、相談場所、相談日、相談体制等を確定し、合併後3年を目途に相模原市の制度に統合します。
法律相談(開催回数)	月15回	2ヶ月に1回	
特設相談(相談項目)	9	2	

特設相談は、外国人相談・税務相談・登記相談・行政相談・人権相談等について各種専門家が助言をしています。

地域自治区

地域自治区

合併前の地域の歴史や文化などを生かしつつ、合併後の新市として一体的なまちづくりを進めるため、現在の藤野町の区域を単位として「地域自治区」を合併の日から平成23年3月31日まで設置します。

名称	藤野町 ^{ふしのちやう}
設置期間	合併の日から平成23年3月31日まで
住居表示の特例	市名と字名の間に、地域自治区の名称を付け加えることとなります。

住居表示の特例による住所の具体例は、下段の「町名・字名」をご覧ください。

地域自治区事務所

地域自治区には、地域協議会の庶務や地域振興などの事務を行う「地域自治区事務所」を次のとおり設置します。

名称	藤野町地域自治区事務所
位置	現在の藤野町役場
所管区域	現在の藤野町の区域

地域協議会

地域自治区には、住民の多様な意見を行政施策に反映する場として、次のとおり「地域協議会」を設置します。なお、「地域協議会」の委員は、地域自治区の住民の中から、各地区の代表、各種団体の代表その他学識経験者、公募委員などを新市の市長が選任します。

名称	藤野町地域協議会
定数	30人以内
任期	2年以内
報酬	無

町名・字名

相模原市の区域内の町・字(市町名のすぐ後の住所や土地の地番に付く町などの名称)の区域及び名称については、変更ありません。

藤野町の区域内の字の区域及び名称についても変更ありません。

なお、藤野町では、地域自治区が設置されるため、現在の字の名称の前に地域自治区の名称を付け加えた名称となります。

住所の具体例

現行	新市
津久井郡藤野町小淵	相模原市 ^{ふしのちやう} 藤野町小淵

都市整備

土地利用(都市計画区域及び区域区分等)

広域的な視点から行政を行うという合併の趣旨からも、原則として1つの都市計画区域とすることが望ましいと考えられますが、土地利用の規制の急激な変化を避けるため、現行のとおりとし、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。

区分	相模原市	藤野町	新市
都市計画区域	全域 (相模原都市計画区域)	一部 (相模湖都市計画区域)	現行のまま新市に引き継ぎ、合併後、新市において住民の意向を踏まえた中で検討します。
区域区分(いわゆる線引き)	有	無	
用途地域	有	有	

市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度です。

バス対策

バス路線の確保については、合併時には現状を維持し、「バス交通対策基本計画」の考え方に基づき、市町の現状を踏まえ効率的で利用しやすいバス路線網の実現を図るため、合併後5年を目途に新市において行政が確保すべきバス路線を定めます。

区分	相模原市	藤野町	新市
市町営バスの運行	無	有	合併時は現状を維持し、その後、路線網の見直しなどを行います。